

江差町子どもの未来応援事業（学習支援）助成申請書

江差町長 様

助成児童生徒	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	学校名・学年	小 ・ 中 学校 年		
	利用学習塾等（通信教育事業者を含む） 月謝（月額） 円 利用開始 年 月			

申請者(保護者)	フリガナ		生年月日	年 月 日			
	氏名						
	住所	江差町字					
	利用生徒との関係	父 ・ 母 ・ その他（ ）					
	連絡先	電話番号（自宅・携帯） (父・母・その他（ ー（ ）ー					
	申請日において受給しているもの	生活保護 ・ 就学援助					
	助成方法	☐ 学習塾等に直接助成を希望 ☐ 保護者口座へ助成を希望					
金融機関名		本・支店		分類・口座番号		(フリガナ)口座名義	
1. 銀行 3. 農協		1. 本店		1. 普通 2. ()			
2. 信金 4. 漁協		2. 支店					
		支店コード					

※添付書類：学習塾等の利用がわかるもの（申込書、月謝請求書類等）の写し

【 同 意 書 】

- 江差町子どもの未来応援事業（学習支援）に係る助成を申請するにあたり、以下の事項に同意します。
- (1) 助成金は、利用する学習塾等からの請求に基づき、学習塾等に支払うこと。
 - (2) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受け、又は助成に係る権利を譲渡し、転貸し、その他不正な手段により行使した場合は、既に支給を受けた助成金について返還を求めることがあること。
 - (3) この申請に基づく審査により助成の決定を受けた場合であっても、江差町子どもの未来応援事業（学習支援）実施要綱第8条各号に掲げる事項に該当するときは、その決定を取り消し、既に助成金が支給されている場合は、その返還を求めることがあること。
 - (4) 申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに町長に届け出ること。
 - (5) この申請に基づく審査を行うため、世帯の収入等の情報及び生活保護又は就学援助の受給の状況について関係機関に確認を行うこと。
 - (6) 学習塾等の利用に伴う効果検証のため、学習塾等、教育委員会、学校と情報を共有すること。

年 月 日

申請者氏名

(裏面)

【助成申請額】

学習塾等利用月	月謝等見込額	備 考
年 4 月分	円	
5 月分	円	
6 月分	円	
7 月分	円	
8 月分	円	
9 月分	円	
1 0 月分	円	
1 1 月分	円	
1 2 月分	円	
年 1 月分	円	
2 月分	円	
3 月分	円	

※各月の月謝等見込額を記入してください。

- (1) 学習塾等を経由しないで保護者への助成を希望される方には、上記の月謝等見込額に基づき、学習塾等の利用のあった翌月に助成金を支払いします。
- (2) 6 月・9 月・1 2 月・3 月にそれぞれ学習塾等の利用状況を確認し、精算します。
- (3) 3 月に助成金額を確定し、翌年度の 4 月に支払いします。
- (4) 年度途中で退会等により助成を終了する場合は、届け出を受けた月の翌月に精算額を支払いします。